

平成30年第8回花巻市教育委員会議（定例会）議事録

1. 開催日時

開会 平成30年5月21日（月） 午後3時30分

閉会 平成30年5月21日（月） 午後4時09分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 3-2、3-3会議室

3. 出席委員（6名）

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 照井 善耕

委員 伊藤 明子

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

4. 説明のため出席した職員

教育部長 布臺 一郎

教育企画課長 岩間 裕子

学務管理課長 熊谷 直樹

学校教育課長 中村 哲

こども課長 今井 岳彦

文化財課長 平野 克則

5. 書記

教育企画課 課長補佐 佐々木英智 係長 大竹誠治

主査 佐々木晶子（書記）

○佐藤勝教育長 ただ今から、平成30年第8回花巻市教育委員会議定例会を開会します。会議の日時、平成30年5月21日、午後3時30分。会議の場所、石鳥谷総合支所3-2、3-3会議室。日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

○佐藤勝教育長 異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。議案の審議に入ります前にお諮りいたします。議案第17

号「学校職員の懲戒処分の内申についての臨時専決処理に関し承認を求めることについて」につきましては、人事案件でありますので、審議は花巻市教育委員会会議規則第13条の規定による秘密会にしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 御異議ありませんので、議案第17号につきましては、秘密会による審議とすることに決しました。これによりまして議案第17号の前に、議案第18号から議案第20号までを審議することといたします。

議案第18号「花巻市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。平野文化財課長。

○平野克則文化財課長 議案第18号「花巻市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を御説明いたします。

花巻市博物館協議会は、博物館法第20条及び花巻市博物館条例第11条の規定により、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として設置しているものであります。同協議会の委員は、同条例に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものであります。

以下、議案書の3ページを御覧願います。

委員の任期2年が平成30年6月30日をもって終了いたしますことから、再任7名、新任3名の10名を新たに任命しようとするものであります。

任期は、平成30年7月1日から平成32年6月30日までの2年であります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤勝教育長 ただ今、事務局から説明を受けました。本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 御異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。議案第18号「花巻市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第19号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。平野文化財課長。

○平野克則文化財課長 議案第19号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」を御説明いたします。

無形民俗文化財の指定につきましては、花巻市文化財保護条例第27条第2項において準用する第21条第3項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

「花巻まつり」の文化財指定につきまして、平成30年2月8日、花巻市文化財保護審議会に意見を求めたところ、同日、花巻市指定無形民俗文化財として指定することが適当であると答申を受けたところであります。これを受け、平成30年4月26日に開催された花巻まつり実行委員会総会において、保持団体である同実行委員会より文化財指定の同意が得られましたので、第27条第1項の規定により、花巻まつりを花巻市指定無形民俗文化財に指定しようとするものであります。

文化財指定しようとする花巻まつりについてご説明いたします。議案書の5ページを御覧願います。文化財の種別は、無形民俗文化財（年中行事に関する風俗習慣）。名称は、「花巻まつり」であります。文化財保持団体は、花巻市花城町9番30号、花巻まつり実行委員会、会長 上田東一であります。

次に、保存状況及び指定の理由について御説明いたします。資料4ページの花巻市文化財指定調書と10ページの写真を併せて御覧願います。花巻まつりは、江戸時代の初期、花巻開町の祖である花巻城二代城代北松齋の持仏観音の祭りとして始まったと伝えられています。北松齋の没後は、松齋自体を祀る目的が加わり、さらに花巻城内鎮護の鳥谷崎神社の祭礼も、この観音祭りに合わせて行われるようになり、花巻城が管理する和賀・稗貫二郡の惣祭事と言われるまでに発展しました。明治初期の廃仏毀釈により観音祭りとしての継続が困難になりましたが、鳥谷崎神社の祭礼として引き継がれ、現在に至っています。

花巻まつりは、「山車」「神輿」「花巻ばやし」の3つの要素によって構成されています。

山車は、鯨の張りぼてに始まり、明治期には高さ13mもの屋形山車が製作されておりましたが、大正期には電線の影響で高さを低くした風流山車へと形態が変化しました。山車の前後で奏でられる花巻ばやしに乗って町内を引き廻されます。

神輿でございますが、昭和初期に山車を出せない町内の代替品として登場しましたが、現在では、山車と並ぶ二大見世物へと成長しております。現在では、子供神輿や、花巻中学校等の卒業年度が同じ担ぎ手による年会神輿、職場や同好会による同好会神輿などが加わり、山車の「静」に対し、神輿の「動」がうまくマッチした光景となっております。平成27年には、1か所で100基以上の神輿を5分以上披露したことにより、ギネス記録を打ち立てております。

次に、花巻ばやしですが、その発生の詳細な時期は不明なものの、山車前方の稚児行列による小太鼓、そして横笛、三味線、山車後方の大太鼓による祇園調の優雅な調べを特徴としています。楽曲には運行時の「花巻囃子」と停車時の「裏囃子」があり、花巻ばやしは昭和35年に花巻市無形民俗文化財に指定されております。

花巻まつりは、時代による社会情勢や人々の営みにより、山車の形態の変化や神輿の登場などの変遷を経ながらも、400年以上に及び受け継がれて来た花巻の文化の一つと言

えます。

以上のことから、「花巻まつり」は、文化的価値を有する「まつり」でありますので、市指定無形民俗文化財に指定し、保護しようとするものです。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤勝教育長 ただ今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はありませんか。役重委員。

○役重眞喜子委員 市指定の「年中行事に関する風俗習慣」はほかに何かあるのでしょうか。

○平野克則文化財課長 お答えします。既に、無形民俗文化財のうち年中行事に関する風俗習慣として指定になっているものは8つあります。ご紹介しますと、「胡四王蘇民祭」、「あんどんまつり」、「光勝寺五大尊蘇民祭」、「石鳥谷まつり」、「上郷虫追い祭り」、「東和町北成島の熊野神社の泣き相撲」、「土沢祭り」、「松庵寺盆踊」が指定されています。

○役重眞喜子委員 審議会でも色々議論があったと思うのですが、指定することによる効果と、デメリットとまでは言えないと思うのですが、その辺をどのように考えて議論されたのかお聞きしたいです。最近、祭りの担い手（不足）ということもありますし、例えば、ディズニーとのコラボなど発展形が模索されているわけですが、そういったことに対して、原型を保存しなければいけないとか、あまり観光化してはいけないとかそういうこともあるのでしょうか。

○平野克則文化財課長 デメリットは特段無いものと思っております。効果については、花巻まつり自体は市の中で定着しておりますので、これからも市民のまつりとして伝えて欲しいという、ひとつのきっかけとして今回指定をしようとするものでございます。

○佐藤勝教育長 旧3町のまつりは既に指定になっていきますので、確かに遅くなったという感があります。ただ、行事自体を指定するとき色んな考えがございました。祭りの3要素「山車」「神輿」「お囃子」を別々に指定するべきではないかという考え方が伝統的な考え方だったのですが、今はそうではないということです。3つが一緒になっての民俗文化財という考え方です。また、調査研究が遅れたこともあろうかと思えます。審議委員から調査研究をいただきましたので、今回の指定対象となりました。

○役重眞喜子委員 指定することによって、市として、文化財として、あるいは観光交流の資源として、これからどうしていこうということはあるのでしょうか。

○平野克則文化財課長 まつり自体は今後も続けていくことですし、文化財指定されたことで改めてということは特段無いわけですが、9ページにありますように、文化財

指定されたことをきっかけに、お囃子の生演奏ができるように取り組みをお願いするとか、神輿の担ぎ方につきましても、元々は「わっしょい担ぎ」だったものが、徐々に違う担ぎ方も出てきたということで、本来の担ぎ方を意識するようにお願いしていきたいと考えております。いずれ、今までの伝統を意識しながらこれまで以上に観光的な要素も含めて推進していきたいと考えてございます。

○佐藤勝教育長 細かいことを言うと、装束は町内によって違って良いのですが、鉢巻きについても本来の結び方がございます。繰り返しになりますけれども、市民の方々の意見で、パレードの時は仕方がないけれども、山車運行のお囃子は笛と三味線でやってほしいという意見がありましたし、色んな掛け声があるのですが、本来は「わっしょい」ということで、実行委員会に申し入れていきたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。衣更着委員。

○衣更着潤委員 指定調書には13メートルあった屋形山車が、形態が変わって低くなったとありますが、これは復活する要素はあるのですか。現在はどこかに飾られているのですか。

○平野克則文化財課長 電線がありますので復活は難しいと思っております。飾ることは可能ですが、それを作って運行するのは難しいと思っております。それから、市民体育館の裏側の高い建物が屋形山車を収蔵している小屋でございまして。

○衣更着潤委員 これは一般公開されているのですか。

○伊藤明子委員 お祭りのときに見に行けますよ。

○衣更着潤委員 ありがとうございます。

○佐藤勝教育長 ほかにございませんでしょうか。照井委員。

○照井善耕委員 指定されたことで、昨年までと運営の仕方や公費のかけ方で何か変わることがあるのでしょうか。例えば、今までは祭りに補助を出すことは難しかったけれども、文化財指定されたことで予算をつけやすくなるのか何かあるのですか。

○平野克則文化財課長 残念ながら文化財に指定したことでの新たなプラスの部分は文化財課としては考えてございません。

○佐藤勝教育長 ほかにございませんでしょうか。伊藤委員。

○伊藤明子委員 私も祭りに出たことがあるのですが、お三味線や笛はなかなか難しいの

で祭りが近くなれば毎週夜1時間とか練習しますけれども、そのくらいでは出せるものにはならなかったのので、例えば、お祭りが始まる前からどこかで教えるという考えはないのでしょうか。生演奏が良いと言っているのですが、今はお三味線を習っている方があまりいらっしゃらないと思いますので、もう少し工夫をしていただければと思います。そういう方面でも応援してくださると文化財指定した意味があるという気がいたします。

○平野克則文化財課長 笛につきましては練習会等もしてございます。三味線については今まで全くなかったこととございますので、これについては、できるできないも含めて検討して参りたいと思います。

○伊藤明子委員 お願いいたします。生演奏が良いとおっしゃるのであればサポートもしていただければ。

○佐藤勝教育長 町内会ごとの練習会や子供達の取り組みをちゃんと捉えないと出来ないと思います。あとは、地元の子供達の参加率をどうあげていくかということもあるので、まずは実行委員会と色々やり取りしながら実態を踏まえて、改善点をはっきりさせてから、予算やソフト面での研修や勉強会、それから、山車づくりとか技能的な面を検討していつて、指定を機にして良い形を作っていければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第19号「花巻市文化財の指定に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤勝教育長 異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり議決されました。

次に議案第20号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第20号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」を御説明いたします。

資料14ページから17ページに図面も併せて御覧いただきたいと思います。

用途廃止する教育財産は、石鳥谷小学校用地1筆、704.00平方メートルであります。この土地は、市道青雲台線道路整備事業により、拡幅整備されることから、今後の維持管理において、道路管理者である花巻市の管理とすることが望ましいと考え、教育財産

を用途廃止し道路用地として引継ぎしようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤勝教育長 ただ今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はございませんでしょうか。

道路拡幅により公有地から市道の一部になったということです。役重委員。

○役重眞喜子委員 何メートルの幅員の道路になるんですか。

○岩間裕子教育企画課長 現在、車道が路肩分も合わせまして5 mございます。そこに歩道部分、側溝も含めて2 m 5 0 cm になっております。そこから更にフェンスまで5 0 cm ほど必要とするので、ほぼ3 mぐらいが道路部分として移譲される形です。

○役重眞喜子委員 通学路なんですね。歩道ができるので安全になるということですね。

○佐藤勝教育長 ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○佐藤勝教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第20号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤勝教育長 異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり議決されました。ここで暫時、休憩いたします。

(傍聴人、こども課長、文化財課長退室)

○佐藤勝教育長 休憩中の会議を再開いたします。審議を続けます。それでは、議案第17号「学校職員の懲戒処分の内申についての臨時専決処理に関し承認を求めることについて」の審議を行います。

(秘密会のため非公開)

○佐藤勝教育長 議案第17号は原案のとおり議決されました。以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日の教育委員会会議は、これをもって閉会といたします。